

まちなか居住推進事業補助金

(町家のリフォーム支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対 象 者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に町家を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

補 助 対 象 経 費

- ・ 施工業者に発注するリフォーム工事で、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - ㊦ 住宅の一部の改築、増築又は減築工事
 - ㊧ 外壁工事、屋根工事、空き家の耐久性を高める工事
 - ㊨ バリアフリー化、床暖房等、空き家の居住性を良好にするための工事
 - ㊩ ユニットバス、トイレ等の設置等、空き家の衛生上必要な工事
 - ㊪ その他市長が必要と認める工事

補 助 額、補 助 率

- ・ 補助対象経費の 1/2
(1,000 円未満の端数は切り捨て。上限 100 万円)
※¹ 子育て世帯の場合は 1/2 (上限 130 万円)
※² 子育て世帯又は移住者で空き家を購入して 1 年以内の場合は、対象経費から補助金額を差し引いた額の 1/2 を超えない額の加算あり※
- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、上限 30 万円 (補助率 1/3) を加算

※まちなか居住推進事業補助金(空き家の購入支援)等を併用する場合、加算の上限額があるため、市へお問い合わせください。

必 要 書 類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 住宅の所有者が分かる資料(資産証明書等)
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 補助金の交付は、一の町家につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申 請 者

市 長

